



- I. インドネシア 汚職撲滅委員会の弱体化
- II. 第三者委員会の調査をめぐる問題点
—証拠に基づく事実認定と真実への謙虚さ—
- III. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2019年
9月30日号

I. インドネシア 汚職撲滅委員会の弱体化

執筆者: 吉本 祐介、杉本 清、Hans Adiputra Kurniawan

インドネシア共和国における汚職撲滅委員会(インドネシア語の頭文字から、KPK と通称されます。以下「KPK」といいます。)は、KPK に関する 2002 年法律第 30 号(以下「旧法」といいます。)によって設置され、汚職事件に関して警察や検察と独立して捜査・起訴を行う権限を有しています。これまでに多くの国会議員や官僚等を逮捕してきた実績があり、一般市民からも高い評価を受けている独立の国家機関です。

報道によれば、KPK に関する法律の第二次修正案(以下「改正法」といいます。)が、2019 年 9 月 17 日に、インドネシアの国会を通過しました。改正法が国会の優先審議法案とされていなかったにもかかわらず、突然改正法の審議が開始されたという不可解な経緯や改正案の大部分が、KPK の権限を弱体化し、組織としての柔軟性を弱めるものと考えられることから、多くの一般市民からの批判に晒されています。また、改正法の国会における審議には、本年再選されたジョコ・ウィド大統領も同意しており、同大統領が汚職撲滅に積極的に取り組む意図があるか疑問が持たれます。

本稿執筆時点で改正法は未だ公表されていませんが、報道から確認できる限り、改正法における主な変更点は以下になります。

改正事項	改正前	改正後
位置づけ	KPK は、独立した国家機関であり、その任務と権限を遂行する上で、いかなる影響も受けない。(旧法第 3 条)	KPK は、行政権の一部である国家機関であり、その任務と権限を遂行する上で、いかなる影響も受けず、独立している。 行政権の一部であることが明記されたことで、KPK の独立性に疑義が生じ得る。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

改正事項	改正前	改正後
監査評議会	特段の規定なし	KPK の権限行使を監督するための監査評議会が新設された。監査評議会は 5 名で構成され、大統領によって任命される。 監査評議会は、KPK による通信傍受、捜索や差押えを許可する権限を有する。 大統領直轄の監査評議会が KPK の活動を監督することとなり、KPK の独立性に疑義が生じ得る。また、監査評議会の委員次第では、KPK の捜査が妨害されるおそれがある。
職員	専門性を有するインドネシア国民が KPK 職員として任命される。 (旧法第 24 条第 2 項)	左記の規定に変更無し。 ただし、改正法において、KPK の職員は公務員であることが明記されており、KPK の職員の独立性に疑義が生じ得る。
捜査・訴追の対象となる事案	①司法関係者や官僚が関与する事案 ②一般大衆の耳目を集める事案 ③10 億ルピア以上の国家への損失を伴う事案 (旧法第 11 条)	左記の①及び③には変更がないが、②が削除され、KPK の捜査・訴追対象が縮小された。
捜査官	捜査官は KPK の職員から登用される。 (旧法第 43 条)	捜査官は KPK 職員の他、警察、検察その他の国家機関の職員から登用される。 この改正により、KPK の捜査について警察・検察その他の国家機関が介入することが懸念される。
通信傍受	捜査及び訴追の段階で、通信傍受をすることが可能。 (旧法第 12 条)	通信傍受を行う詳細な手続が規定された。通信傍受を行う際には、KPK は監査評議会の事前承認を得た上で、6 か月以内の期間に限り(6 ヶ月間の延長は可能)通信傍受を行うことができるとされた。 従前は特段の制限がなく通信傍受が可能であり、実際に通信傍受に基づき賄賂授受の現場で現行犯逮捕するなど有効に活用されていた。今後は一定の手続きを経る必要があるため、柔軟な通信傍受が出来なくなる可能性がある。
捜査終了	KPK は汚職事件の捜査を終了させる権限を有していない。 (旧法第 40 条)	汚職事件の捜査は 2 年間で終了させることが想定されている。



よしもと ゆうすけ
吉本 祐介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y_yoshimoto@jurists.co.jp

2002年弁護士登録。2011年ニューヨーク州弁護士登録。三井物産株式会社法務部および米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012年ジャカルタのAli Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro法律事務所出向。海外各国におけるコンプライアンス問題や日本企業のアジア進出等を幅広く手掛ける。



すぎもと きよし
杉本 清

西村あさひ法律事務所 弁護士

ki_sugimoto@jurists.co.jp

2006年より総合商社でインドネシア市場を担当し、同国にて1年半の語学・実務研修を経験。退職後、2014年弁護士登録、当事務所入所。



ハンス アディプトラ クルニアワン
Hans Adiputra Kurniawan

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー

hans.adiputra.kurniawan@jurists.jp

2010年インドネシア弁護士登録。2017年より当事務所ジャカルタ事務所*1であるWalalangi & Partners勤務。2017年より当事務所出向。バンキング、ファイナンス、外国投資、M&A等を中心に手掛ける。

*1 提携事務所

II. 第三者委員会の調査をめぐる問題点 —証拠に基づく事実認定と真実への謙虚さ— 執筆者: 木目田 裕

私は、危機管理と第三者委員会の役割の峻別の必要性など、第三者委員会をめぐる問題点等について、これまで物を書いたり、講演等でお話をさせていただきました。

本稿では、第三者委員会の調査に関し、「証拠に基づく事実認定と真実への謙虚さ」について私見を述べたいと考えております。

1. 独立性・中立性と独善の危険

第三者委員会の最大の価値は、その独立性・中立性にあります。独立性・中立性が確保されているからこそ、つまり、調査対象となっている企業やその役員等(以下「対象企業等」と言います。)からの不当な影響を受けることがないからこそ、対象企業等やそのステークホルダーは、第三者委員会の調査結果を信頼して、これに依拠できるわけです。他方、独立性・中立性を確保する反面、その裏腹の問題として、第三者委員会の調査には、外部からの牽制が働きにくいという問題があります。いわゆるお手盛り第三者委員会とは対極に位置する問題ですが、第三者委員会が、十分な証拠に基づかず、主観的な独断で「この企業や役員は違法行為を行った」「内部統制システム構築運用の違反がある」などと認定する場合、かかる第三者委員会の証拠に基づかない事実認定・判断をチェック・牽制する実効的な仕組みは存在しません。つまり、第三者委員会には、独立性・中立性の確保が必須とされる一方で、証拠に基づかない事実認定・判断を行うという「独善の危険」があり、かかる独善の危険の現実化を防止する制度的手当は、日弁連の第三者委員会ガイドラインを含め、十分ではありません。

かかる「独善の危険」について、特に、ここでは、

- ① 社会的に耳目を浴びている事件において第三者委員会の委員には企業等を過剰に批判しがちなドライブ(以下「過剰批判バイアス」と言います。)が働く可能性があること、
- ② 報道機関は過剰批判バイアスを増幅しこそすれ歯止めにはなりにくく、第三者委員会の調査結果の公表では独善の危険に対する牽制になりにくいこと、
- ③ 第三者委員会は裁判官と検察官を兼ねている面があって、「えん罪」のリスクが構造的に存在することを指摘したいと考えます。

まず①の過剰批判バイアスですが、大きな企業不祥事があって、報道でも対象企業等のバッシングが続いている場合、第三者委員会としては、専門家としての自己規律を十分に働かせるとともに「勇氣」を持たない限り、証拠が不十分でも、「こういう違法行為があった」「会長も社長も悪い、責任がある」「ほかにも表面化していない違法行為がこれだけ多数あった」等と結論づけたくなるドライブが働きがちです。マスコミや世間も、更には捜査当局・行政当局なども、いずれ公表されるであろう第三者委員会の調査結果では、対象企業や企業トップらを厳しく指弾してくれると期待しているわけです。第三者委員会も、そうした「期待」があることは十分にわかりますから、証拠が足りなくても厳しい事実認定や判断をしないといけないとのプレッシャーを感じるようになります。ときには、対象企業等が先行して行った社内調査や報道等で既に明らかになっている事実を裏付けただけの調査結果では、第三者委員会として、仕事をした気になれず、既に明らかになっている事実を超えて、新聞の見出しになるような企業トップにも責任があった、「余罪になる別の違法行為もあった」等と無理してでも言いたくなることすら考えられます。また、第三者委員会の調査結果に対する格付け委員会や報道機関のことも考えると、第三者委員会としては、「対象企業等に甘い」「調査が足りない」等と格付け委員会や報道機関から批判されたくないという心理が働いてもおかしくありません。

第三者委員会が、証拠が十分でないのに、対象企業等を過剰に批判した調査結果を出しても、よほどのことがない限り、対象企業等は第三者委員会の調査結果に表だって反論することもできません。対象企業等としては、反論すれば、第三者委員会に圧力をかけた等と批判されたり、そもそも反論自体で「反省していない」などといったレッテルを貼られてしまうことを恐れるからです。

また、②報道機関はかかるドライブを増幅しこそすれ歯止めにはなりにくいのが現実です。報道機関も、対象企業等を厳しく指弾した調査結果を期待しているので、十分な証拠に基づかないのではないかといった観点から、第三者委員会の調査結果を批判的に検証するというメンタリティにはなりにくいと思われます。むしろ、報道機関(さらには「世間」)は、対象企業等を徹底的にやり込めるような調査結果を礼賛しがちだと思われます。そのため、第三者委員会の調査結果の公表は、第三者委員会のお手盛りへの牽制にはなっても、証拠に基づかない事実認定・判断という独善の危険に対しては、チェック・牽制の機能を実効的に果たすことが難しく、それが実態だと思われます。

さらに、③第三者委員会は裁判官と検察官を兼ねている面があるため、第三者委員会という仕組み自体に、証拠に基づかない事実認定・判断を招く危険が構造的に高いという問題点もあります。すなわち、対象企業等は、刑事事件に喩えれば、被疑者・被告人のような位置づけであり、第三者委員会が、その違法行為等の有無や原因・背景等について事実関係を調査して判断するわけですし、検察官と裁判官を兼ねている面があります。歴史的・経験的に、こうした検察官・裁判官の一体的構造は、いわゆる「おしらす裁判」のように、えん罪を招き易いため、今日の裁判制度では、当事者対立構造(検察官、被告人・弁護人が対等な立場で主張立証を行い、中立的な裁判官が事実認定・判断をする構造)が、真実解明と公正妥当な判断に最も資すると考えられているわけです。

2. 独善の危険の発現がもたらすダメージ

もちろん、第三者委員会の報告書が単なる証拠方法の1つないし参考という位置づけに止まるのであれば、第三者委員会による、証拠に基づかない事実認定・判断の危険もさほど気にしなくてよいという考え方もあり得るのかもしれませんが。

しかし、第三者委員会実務が普及する中で、現実には、第三者委員会の調査結果が絶対視されるに近く、対象企業等は事実上、反論もできずに法的責任があるとされたり、第三者委員会の調査結果に基づいて、役職員が引責辞任を含む処分や刑事告発・告訴を受けたり、任務懈怠責任ありとして損害賠償義務を負担するといった事態になります。証拠が足りないのに、第三者委員会の報告書で「違法行為を行った」「法的責任がある」等と記載されれば、その記載がいわば一人歩きして、対象企業や役職員の一生に大きなダメージを与えることにもなりかねません。

特に、最近では、世間の耳目を集める大規模企業不祥事において、第三者委員会報告書の報道を通じた影響力が強く増幅しているように感じます。第三者委員会報告書が、大企業トップが粉飾決算等の違法行為を指示・了解していたかのような印象を与えると、報道機関の間でも「すわ、刑事事件か」との期待が高まり、捜査当局・行政当局が実際に刑事事件化を目指して捜査・調査を始める(結局、証拠不十分で立件に至らない)といった事態も、ないではないと思われます。

この点、最終的には裁判で白黒をはっきりさせればよいとの反論が考えられます。しかし、私が見るところ、裁判所は、第三者委員会の調査結果について、根拠となる証拠を子細に検討せず、第三者委員会の調査結果をア prioriに前提として判断する傾向が強いと思います。裁判所にも過剰批判バイアスが働くことがあるのかもしれませんが。例えば、粉飾決算事案に係る責任追及訴訟で、被告とされた元役員の任務懈怠責任を肯定するに当たり、裁判所が、第三者委員会の調査結果について、報告書の字面

だけを捉えて任務懈怠責任を肯定し、その根拠等を十分に検討していないのではないかと思わざるを得ない事案もあります¹。

また、別稿²で述べた点ですので、詳細は省略しますが、日本でも捜査当局・行政当局の捜査・調査の米国化に伴い、第三者委員会による当局捜査・調査の代替・補助という傾向が見られるようになっていきます。具体的には、捜査当局・行政当局が、第三者委員会や外部の弁護士等を中心とする調査委員会に、電子データ・紙媒体資料のレビューや関係者ヒアリングといった調査を行わせて、調査結果を随時報告させ、追加調査を指示するといった手法です。典型的には粉飾決算の場合ですが、これに限られず、証券取引等監視委員会だけでなく、近時は、検察や公正取引委員会、その他の行政当局も企業不祥事で同様の手法をとる例が見られるようになっていきます。この場合、第三者委員会報告書に基づいて捜査当局・行政当局が事実認定するので、第三者委員会による独善が対象企業等に与えるダメージは非常に大きいものとなります。

3. 証拠に基づく事実認定と真実への謙虚さ

このように、第三者委員会の調査結果が、対象企業はもとより、その役職員の一生を左右することにもなりかねない現実がある以上、日本の第三者委員会の実務も、独立性・中立性の確保とともに、第三者委員会の独善の危険を最小化することを考える必要があります。

かかる観点から第一に重要なことは、第三者委員会の委員自身が、過剰批判バイアスに囚われる可能性があることを自覚し、自己の主観や思い込みに拘泥せず、証拠をありのままに見て、証拠に基づいて厳正中立に事実認定・判断を行うように努めることです。報道機関などの外部におもねることなく、証拠に照らして事実認定・判断をすべきです。第三者委員会の委員は、真実解明が必ずしも容易なものではないこと、第三者委員会の事実認定・判断が人の一生を大きく狂わせかねない危険をはらんでいるものであることを絶えず意識し、絶対者であるかのように傲ることなく、真実への謙虚さを保持し続けるべきです。

また、第三者委員会は、対象企業等の役員らの法的責任の有無を判断すべきだという議論を聞くこともあります。第三者委員会のミッションにもよりますが、法的責任の有無を、少なくとも断定的に判断することには慎重な姿勢をとるべきだと考えます。法的責任の有無を最終判断するのは裁判手続であって、第三者委員会ではありません。誤り防止のために人間社会は歴史的・経験的に裁判手続における手続保障を改善してきたのであり、第三者委員会の調査における手続保障が裁判手続における手続保障に優るとは到底思われません。前述したように第三者委員会報告書が人の一生を大きく狂わせかねないという今日の実情に鑑みれば、第三者委員会による誤判リスクはあまりに大きく、第三者委員会は自己の役割を過大視すべきでないと考えます。

第二に、第三者委員会報告書は、独善の危険への対処として、ドラフト段階で対象企業等に事前開示して対象企業等に意見陳述ないし弁解の機会を与えるべきであると考えます。別稿³でも述べたとおり、第三者委員会が果たす役割等に照らし、真実発見のための当事者対立構造を導入して、対象企業等の手続保障を図るべきです。この点、日弁連ガイドラインに基づいて主流となっている第三者委員会実務では、第三者委員会報告書をドラフト段階で対象企業等側に開示しないことになっています。まして、いわんや第三者委員会報告書について対象企業側に意見・弁解を述べる機会なども与えないことになっています。私は、かかる日弁連ガイドラインや第三者委員会の運用は改めるべきであると上記の別稿でも述べてきました。

この点、第三者委員会が調査報告書をドラフト段階で対象企業等に開示して意見・弁解を述べる機会を与えると、調査報告書が対象企業等に有利に後退することになり得るから、第三者委員会の独立性・中立性を害するとの反論があり、私の意見は、第三者委員会に深く関わっている有識者の先生方からの評判は良くないようです。しかし、第三者委員会が調査報告書を対象企業等にドラフト段階で開示して意見・弁解の機会を与えたからといって、なぜ、それが調査報告書の後退につながるのでしょうか。第三者委員会が証拠に基づいて適切に事実認定・判断をしている限り、対象企業等が何を反論しようと、「証拠がある」ということで、第三者委員会がその事実認定・判断を維持すれば足りるだけです。逆に、対象企業等が提示する主張や証拠に耳を傾けるべき点があるのであれば、それに耳を傾けるべきことは当然のことであって、それだからといって、第三者委員会が証拠に基づく事実認定・判断という軸を維持している限り、何ら第三者委員会の独立性・中立性を損なうことにはならないと考えます。確かに対象企業等の反論に対する説明や追加証拠収集等に手間がかかるでしょうが、対象企業等のすべてのステークホルダーに対する説明責任を果たすための存在である第三者委員会がこうした手間を回避しようとするのであれば、それは不適切だと考えます。

第三に、日弁連ガイドラインが述べる灰色認定や疫学的認定についての留意点です。日弁連ガイドラインによれば、第三者委員会は、証拠に基づきその自由心証により事実を認定し(第2部、第1、1(2)①)、疑いの程度を明示した灰色認定や疫学的認定

¹ 仙台地判平成27年1月14日LEX/DB25506084。なお、寺前慎太郎「有価証券報告書の虚偽記載に基づく取締役の任務懈怠責任と課徴金の転嫁の可否」(商事法判例研究629/京都大学商法研究会)旬刊商事法務2185号46頁参照。

² 拙稿「当局の捜査・調査手法の米国司法省化」・本ニューズレター2015年8月号3頁

³ 拙稿「企業の危機管理と第三者委員会との間の緊張関係等」(旬刊商事法務2084号13、21頁、2015年)

を行うこともできる(第 2 部、第 1、1(2)②)とされています。事案によっては証拠に基づく事実認定・判断の手法として、公害裁判でも問題となった疫学的認定や、更には統計的手法を用いることは、当然のこととして、十分にあり得るところです。しかし、灰色認定や疫学的認定という言葉が、第三者委員会において、証拠が足りないのに、主観や思い込みで事実認定・判断しようとするこの言い訳に使われてはならないと考えます。

第四に、裁判所における司法審査の実効性確保も課題であると考えます。第三者委員会の独善の防止のための法的手段は、最終的には裁判手続であり、例えば、任務懈怠責任がある等とされた取締役等に対する責任追及訴訟や、投資家が株価下落に関する損害の賠償を求めて対象企業等や監査法人を被告に提訴する証券訴訟などで、第三者委員会が行った事実認定・判断の適否を争うことなどが考えられます。その場合、裁判所は、第三者委員会の事実認定・判断を鵜呑みにしないで、証拠に基づく適正な事実認定・判断であるかをきちんと検証すべきです。事後の裁判手続での証拠に遡った検証が十分になされるとなれば、そのことが第三者委員会の独善の危険に対する牽制機能の 1 つになると考えます。

以上



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

Ⅲ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

【2019 年 8 月 27 日】

スポーツ庁、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」を策定

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/31/08/1420413.htm

スポーツ庁は、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」を公表しました。

同庁は、2019 年 6 月、「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>」を策定していますが⁴、今回公表された「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」は、中央競技団体(NF)に該当しないスポーツ団体について、適正なガバナンスを確保するために必要と考えられる組織運営上の原則・規範を示すものとして策定されたものです。

このガバナンスコードは、危機管理又はコンプライアンスの観点に関連するものとして、

- 役職員、指導者、競技者等に対し、暴力行為、セクハラ、パワハラの禁止を含むコンプライアンス教育を実施すること
 - 公正かつ適正な会計処理を行うための業務サイクルを確立すること
 - 選手選考過程等、ステークホルダーに重要な影響を及ぼす情報を適切に開示すること
- 等を、原則及びその内容として挙げています。

【2018 年 8 月 28 日】

金融庁、令和元年事務年度の金融行政方針を公表

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/20190828.html>

令和元年事務年度の金融行政方針は、主なポイントの 1 つとして、「金融当局・金融行政運営の改革」を掲げています。この取組みの 1 つとして、「新しい検査・監督の実践に向けた取組み」を挙げており、「新たなモニタリングの実践」として、以下の方針を列挙するとともに、第三者による評価等を通じたモニタリングの品質管理を行うこととしています。

- 金融機関ごとの優先課題に重点を置いた、対話重視型の継続的なモニタリングの定着

⁴ http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/31/06/1417895.htm 参照。

- 実効性ある対話を行うため、心理的安全性を確保することを重視
- 社外を含む幅広い役職員と意見交換等
- 財務局と一体となったモニタリング(意見交換の充実等の連携強化)

【2019年8月29日】

公取委、「デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(案)」を公表し、意見募集を開始

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/aug/190829_dpfp.html

公取委は、「サービスの対価として自らに関連するデータを提供する消費者との関係での優越的地位の濫用規制の適用⁵」について、考え方(案)を公表し、パブリックコメントの募集を開始しました。

同考え方(案)は、例えば優越的地位の認定及び濫用行為となる行為類型について、以下のとおり整理しています。

(1) 優越的地位の認定

- ・ 消費者がデジタル・プラットフォーマーから不利益な取扱いを受けても、消費者がサービスを利用するためにはこれを受け入れざるを得ないような場合は、当該デジタル・プラットフォーマーは消費者に対して優越した地位にあると認定される

(2) 濫用行為となる行為類型

- ・ 利用目的を消費者に知らせずに個人情報を取得すること
- ・ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を取得・利用すること
- ・ 個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、個人情報を取得・利用すること
- ・ 自己の提供するサービスを継続して利用する消費者に対し、消費者がサービスを利用するための対価として提供している個人情報等とは別に、個人情報等の経済上の利益を提供させること

【2019年8月30日】

証券取引等監視委、平成30年度の活動状況を公表

https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/n_30/n_30.htm

証券取引等監視委員会は、2019年8月30日、平成30年度の活動状況を公表しました。

本報告は、主な取組みとして、「事業の譲渡」及び「会社の分割」を重要事実とするインサイダー取引を初めて勧告対象としたこと、情報伝達・取引推奨規制導入後、取引推奨規制違反のみの事案を初めて勧告対象としたこと、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、犯則調査において、電磁的記録等の証拠収集・分析を行うことを可能とするため、金融商品取引法に必要な規定を整備する等、適切な措置を講ずる必要がある旨の建議を行ったこと等を挙げています。また、今後の新たな課題として、新たな市場監視のためのシステム(膨大な発注・取引のデータから、不正取引の疑いのある発注・取引を的確に抽出・分析するための技術等)の導入に向けた検討が必要であること等を挙げています。

【2019年9月2日】

改正外国為替検査ガイドライン施行

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=395122916&Mode=2>

財務省は、2019年9月、外国為替及び外国貿易法(外為法)並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)等に関する検査の項目を定めた「外国為替検査ガイドライン」を改正しました。

この改正においては、犯収法施行規則の改正により新たに導入された非対面による本人確認手続の履行状況等を、検査項目として追加しています。

⁵ デジタル・プラットフォーマーと消費者との間のデータのやり取りに関する優越的地位の濫用については、平成30年12月に策定された「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」において、今後の検討課題とされていました。同原則の内容については、[本ニューズレター2018年12月号](#)(「経産省、公取委、総務省、プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則を策定」)をご参照下さい。

【2019年9月4日】

最高裁・法務省、民事裁判の審理期間を3分の1にする新制度を検討

2019年9月4日付け日本経済新聞

2019年9月4日付け日本経済新聞によれば、最高裁及び法務省が参加する研究会が、当事者双方の合意の下、主張や争点を絞り込み、あらかじめ終結時期を決めておくことで、民事裁判の審理期間を3分の1にする新制度を検討しているとのことです。この新制度は、迅速な訴訟に向けた裁判のIT(情報技術)化が2023年度以降の完了を目標に進められており、それに合わせて導入される予定です。

【2019年9月6日】

金融庁、「監査基準の改訂に関する意見書」等を公表

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20190904-2.html>

金融庁は、企業会計審議会がとりまとめた、「監査基準の改訂に関する旨の意見書」等を公表しました。

「監査基準の改訂に関する旨の意見書」は、同審議会が2018年7月6日付けで公表した監査基準の改訂に、更なる改訂を加えるものです。

この改訂により、会計監査人は、限定付適正意見を表明する場合、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響とともに、除外事項に関し重要性はあるが広範性はないと判断し限定付適正意見とした理由を記載しなければならないとされました。改訂監査基準に基づく監査は、2020年(令和2年)3月決算に係る財務諸表の監査から実施するものとされています。

【2019年9月13日】

証券取引等監視委、「証券モニタリング概要・事例集」を公表

<https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei/jirei2019.pdf>

証券取引等監視委員会は、「平成30事務年度証券モニタリング基本方針⁶」に基づいて実施した同事務年度のモニタリング結果を公表しました。

【2019年9月20日】

公取委、平成30年度公正取引委員会年次報告を公表

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/sep/190920nenpou.html>

公取委は、平成30年度公正取引委員会年次報告を公表しました。

同年次報告は、平成30年度における特筆すべき取組みとして、独占禁止法の改正(課徴金制度の改正、確約手続の導入等)、デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備等を挙げています。

また、排除措置命令件数、課徴金額、審判件数が、前年度と比較して減少していることなども紹介されています。

【2019年9月20日】

道路交通法施行令改正案を閣議決定

<https://www.npa.go.jp/laws/kaisei/seirei.html>

<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2019/kakugi-2019092001.html>

政府は、2019年9月20日、道路交通法施行令改正案を閣議決定しました。

同改正案の内容は、[本ニューズレター2019年7月号](#)(「警察庁、道路交通法施行令改正案を公表」)をご覧ください。

⁶ 平成30事務年度証券モニタリング基本方針については、[本ニューズレター2018年9月号](#)(「証券取引等監視委、平成30事務年度証券モニタリング基本方針について」)をご覧ください。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a_nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



まつもと けいこ
松本 佳子

西村あさひ法律事務所 弁護士

ke_matsumoto@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。